

# 森林法及び森林計画制度の改正について

## 地域森林計画の変更及び樹立の概要について

山梨県森林審議会  
平成23年9月5日

### 本日の説明事項

- 森林法の改正について
- 森林計画制度の体系について
- 森林・林業基本計画の変更について
- 全国森林計画の変更について
- 地域森林計画の変更及び樹立について
- 市町村森林整備計画及び森林経営計画について
- 今後のスケジュールについて

## 森林・林業に関連する近年の動向

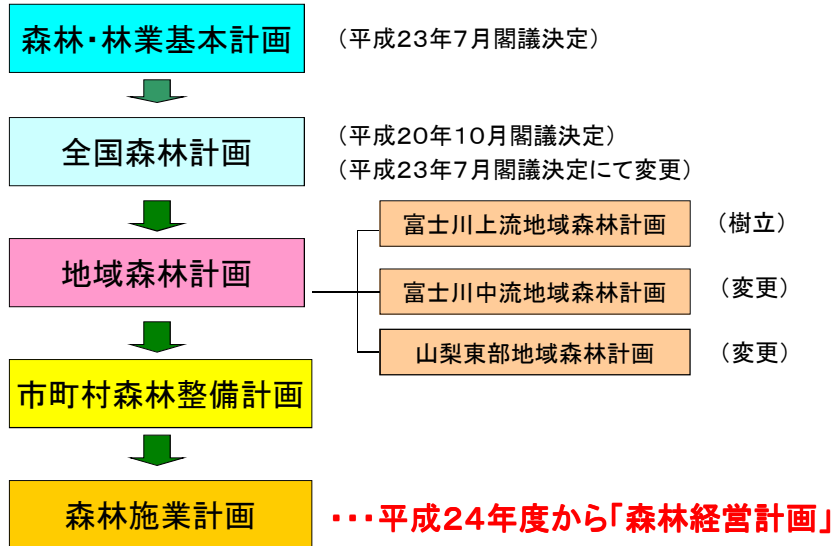
- 平成21年12月「森林・林業再生プラン」の策定
- 平成22年5月「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」の成立
- 平成22年10月「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」の開催
- 平成23年4月「森林法」の改正
- 平成23年7月「森林・林業基本計画」及び「全国森林計画」の変更

## 森林法の改正の概要

- 平成23年4月22日公布
- 一部を除き、平成24年4月1日施行
- 森林・林業再生プランを法制面で具体化したもの
  - (1)所有者不明の場合を含む適正な森林施業の確保
  - (2)無届け伐採が行われた場合の伐採の中止及び造林命令の新設
  - (3)森林計画制度の見直し
  - (4)森林の土地所有者となった旨の届出

等

## 森林計画制度の体系



## 新たな森林・林業基本計画

### 前計画策定後の推移

- ・森林整備の進展
- ・無秩序な伐採や造林未済地
- ・生物多様性の低下
- ・林業生産額・林業所得が減少傾向
- ・未利用間伐材の発生

### 森林・林業再生プランの策定

### 東日本大震災の発生

○森林・林業再生プランの推進

○地球温暖化対策、生物多様性保全への対応

○国内外の木材需給を踏まえた対応

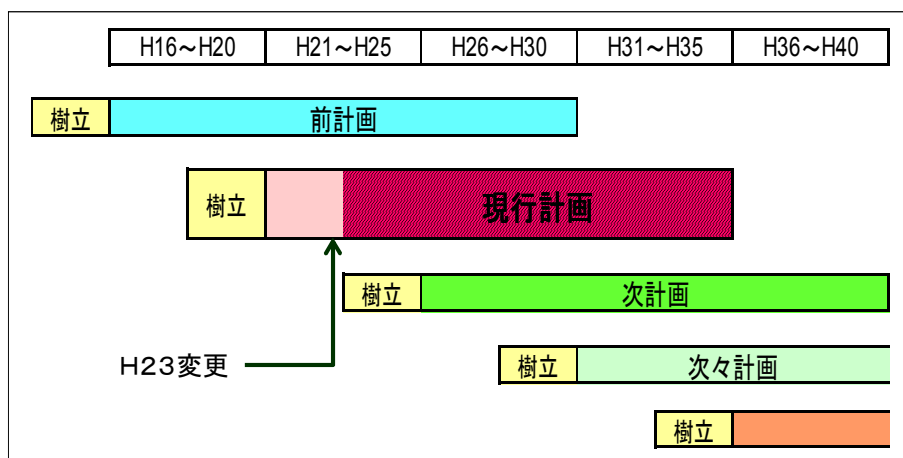
○我が国経済の回復に向けた模索と山村の振興

○東日本大震災からの復興に向けた取組

## 全国森林計画について

- 長期にわたる統一的な森林に関する施策の考え方を国が常に明らかにしておくもの
- 農林水産大臣が、5年毎に15年を1期として、森林整備及び保全の目標、伐採、造林、間伐・保育、保安施設等に関する事項を明らかにする（森林法第4条）
- 平成23年度の森林法改正により、上記に加え「森林の保護に関する事項」を新たに記載することとなった
- 広域的な流域（44流域）ごとに計画量を明示し、都道府県知事が策定する「地域森林計画」の規範となる計画

## 全国森林計画の樹立 （5年ごと樹立、15年を一期）



## 全国森林計画変更の概要

- 国民各層にわかりやすいものとなるよう構成を見直し
- 従来の3機能型区分をやめ、地域主導で発揮を期待する機能ごとの区域を設定する仕組みへ転換
- ルール・ガイドラインとしての内容の充実（伐採、造林等の基準、林道・林業専用道開設の考え方を明確化）
- 新たに策定された森林・林業基本計画の目標に即し、計画量等を見直し

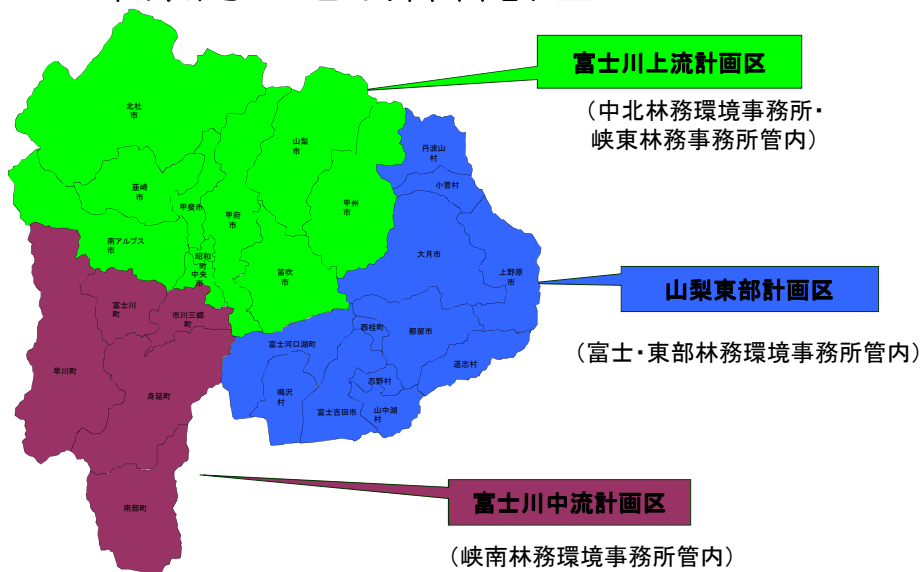
## 全国森林計画（変更前計画量との比較）

		変更後計画	変更前計画
伐採立木材積 (万m <sup>3</sup> )	総数	69,019	62,708
	主伐	29,318	22,177
	間伐	39,701	40,532
造林面積 (千ha)	人工造林	856	700
	天然更新	872	871

## 全国森林計画（変更前計画量との比較）

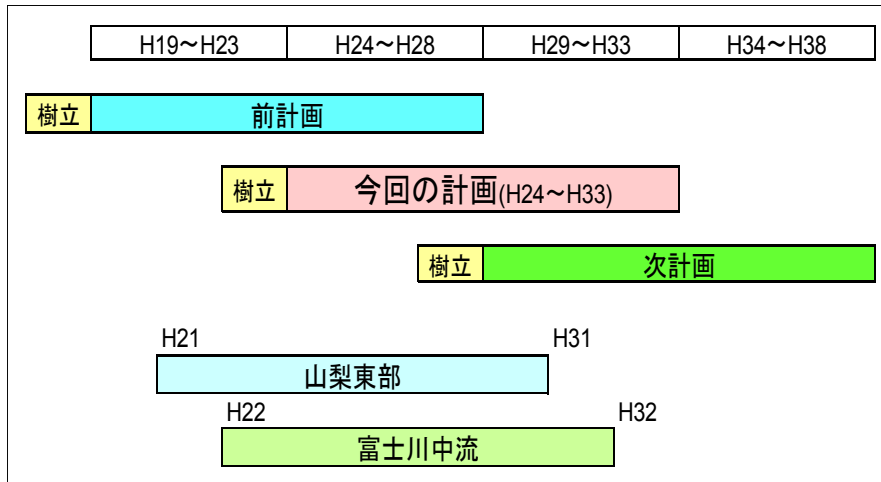
		相模川 (山梨県分)		富士川 (山梨県分)		山梨県計	
		今回	前回	今回	前回	今回	前回
伐採 立木材積 (千m3)	総数	1,858	1,877	3,570	3,382	5,428	5,259
	主伐	488	484	1,100	875	1,588	1,359
	間伐	1,370	1,393	2,470	2,507	3,840	3,900
造林面積 (百ha)	人工造林	22	16	38	26	60	42
	天然更新	32	32	86	86	118	118

## 山梨県内の地域森林計画区



## 富士川上流地域森林計画の樹立

(10年計画・5年毎の見直し)



## 地域森林計画の計画事項

### I 計画の大綱

- 1 森林計画区の概況
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

### II 計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 第3 森林の整備に関する事項
- 第4 森林の保全に関する事項
- 第5 保健機能森林の整備に関する事項
- 第6 計画量等
- 第7 その他必要な事項

## 市町村森林整備計画

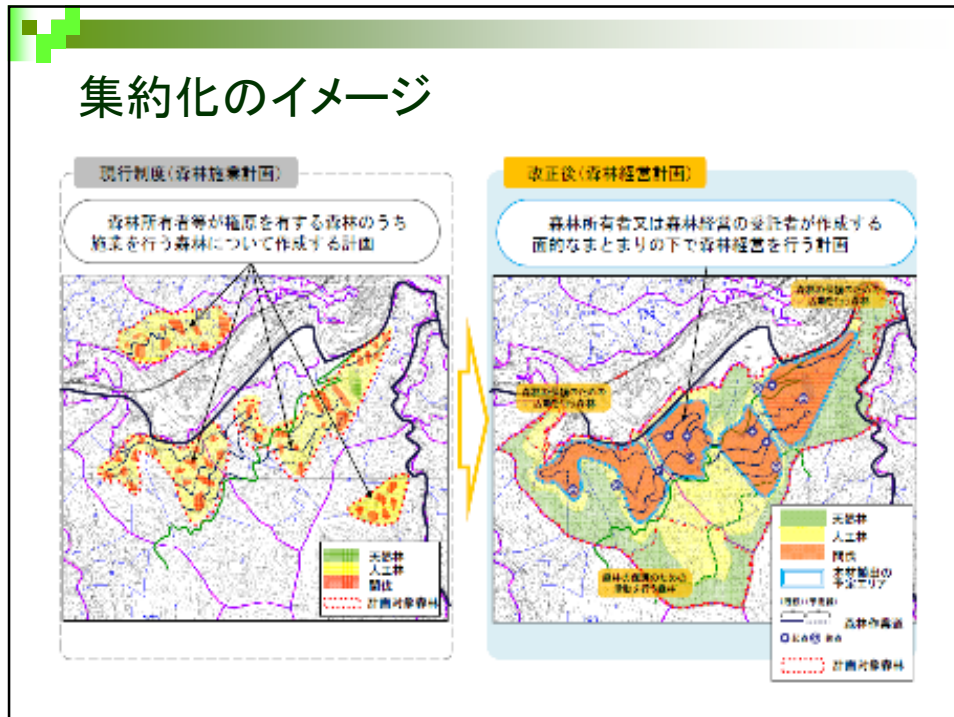
- 市町村長が5年ごとに作成する10年間の計画
- 市町村における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めるもの
- 市町村森林整備計画のマスタープラン化
  - ・ 新たなゾーニングの導入
  - ・ 皆伐や更新基準及びその適用範囲を明示
  - ・ 路網計画の図面計画化
  - ・ 森林経営計画の認定基準

## 森林経営計画

- 森林施業計画を見直し、新たに森林経営計画を創設
- 市町村森林整備計画に適合するように、森林所有者または森林経営の受託者が策定する計画
- 面的まとまりをもった、作業路網や森林の保護に関する事項を含めた計画



## 集約化のイメージ



## 今後のスケジュール

- 10月下旬 森林審議会  
(計画の概要説明と現地視察)
- 11月上旬～12月上旬 計画(案)の公告縦覧
- 11月中旬 関係者へ説明
- 12月上旬 関係者へ意見照会
- 12月中旬 森林審議会
- 12月末 計画決定
- 3月までに 市町村森林整備計画の策定
- 4月1日 森林経営計画の認定開始